

保育者養成における現場実習に関連した 情報保護について

柄田 毅*

Key Words: 現場実習, 個人情報保護, 秘密保持義務

乳児や幼児, そして虐待を受けた子ども, 障害をもつ子どもと大人などに対して保育や支援を実践する保育者に必要となる資格・免許の取得要件である現場実習に関して, 実習生が学習する重要な事項に, 保育や支援の対象に関する個人情報保護や秘密保持が含まれる。これらに関して, 資格・免許について定めた法令や専門職団体による倫理綱領などに示された個人情報保護や秘密保持義務に関する事, 個人情報の保護に関する法律と関連するガイドラインなどで示された個人情報の適正な取扱いなどに関する事, さらに, 現場実習を行う実習生自身の個人情報も実習先では保護の対象である事, などを養成校において指導する必要があることが示唆された。これらの指導を通じて, 実習生が情報保護や秘密保持の重要性を理解し, 現場実習による学習・経験と総合して, 実践力のある保育者・支援者となることが期待される。

I. はじめに

子どもが通う幼稚園や保育所, そして, 虐待を受けた子どもや障害をもつ子どもと大人などを対象とした児童福祉施設において, 保育や支援を提供する専門職として保育者が実践を行っている。そのような実践者としての保育者に必要となる保育士資格と幼稚園教諭免許を養成校で取得するためには, 現在, 保育士資格には保育所で行う保育所実習と児童養護施設や肢体不自由児施設などにおける施設実習, そして幼稚園教諭免許には幼稚園実習が定められている。さらに, 保育者の養成校においては実習の授業として事前・事後指導が設定されている。

一般的に, 保育者養成の現場実習は, 実習生である学生にとって, 専門領域に関する現場学習, 自己の発見, 専門職種に関する職業体験などの機会であると考えられる。さらに, 実践的な保育専門職を養成するためには, その実習現場が対象である子どもや大人と関わる実践機会

*人間学部児童発達学科

であること、マニュアルや詳細なガイドラインによる学習とは異なる現場から読み取ることを中心とした主体的学習活動であること、他者評価とともに自己達成度に向けた取り組みであること、自己と他者が日常生活を基本として共に過ごす生活指向の現場であること、と考える。そのため、実習教育について、どこの現場に何日、どれだけの時間実習を行ったか、または専門知識の総まとめ、といった視点で捉えるのではなく、専門的実践に要する資格・免許取得に向けた総合的学習過程であること、実践的専門学習であること、そして臨床的研究の機会であると考え、実習指導に取り組む必要がある。したがって、現場実習はより現状に即した主体的な取り組みとしての意味合いが強いのである。

保育や支援の現場における対象は、乳幼児、学齢期の児童、障害をもつ子どもや大人、虐待を受けた子ども、そして子どもの保護者などといった社会的、専門的な援助を必要とする人たちであるため、保育者には専門的援助の基本的理解、対人援助能力、職業倫理観等が高い水準で求められると考える。そのため、これらの事項に関する専門的な知識と理解が実習生には必要であろう。

こうした事項のうち、実践者である保育者にとって、保育や支援の対象に関する個人情報や記録などに関する秘密の保持や情報の保護を行うよう努めなくてはならない。秘密保持はあらゆる支援専門職にとって原則的な事項である（Haynes & Pindzola, 2008）と言われる。このように、多様なニーズを有する子どもや大人、そしてその家族などに対して保育や支援を行う保育者にとって、すべての対象の情報や記録の秘密を守ることは、情報の取得と利用に関する説明と同意と合わせて、重要な事項である。さらに、個人情報の保護に関する現代的な関心の高まりなどを考慮すると、個人情報保護や秘密保持に関する社会的な重要性とともに専門職の責任も明らかであろう。

保育に関する現代的な事項として、障害のある子どもの保育や特別支援教育に関すること、児童虐待の防止に関すること、体調不良や食物アレルギーなどの対応に関すること、小学校や地域との連携に関することなどが注目されている。こうした事項に対応するなかで他機関との連携や情報交換などが行われる場合、保育者や連携先の専門職は、対象となる子どもや保護者などに関する個人情報を適正に取扱うことが厳守されなくてはならない。そのため、保育や支援を実践する保育者は、専門的支援実践に対する個人情報保護や秘密保持の意義を、関連する法制度などの学習とともに、理解することが求められると考える。

こうしたことから、保育と支援に関する現場実習を行う実習生が学習すべき秘密保持や個人情報保護に関する基礎的事項について整理し、事前事後指導などにおける指導事項を検討することが必要なことであろう。

Ⅱ. 目 的

ここでは、保育士資格と幼稚園教諭免許状の取得に要する現場実習に関連した個人情報や秘

密保持に関して、保育者養成校における指導事項について整理し、検討することを目的とした。そのため本研究では、現場実習を実践的総合学習の現場、及び実践フィールドとして捉え、そして現場指向型専門職養成の観点から、専門職の行動規範となる法令やガイドラインなどを参照し、検証することとした。

Ⅲ. 検討・考察

1. 情報を保護する側としての事項

(1) 保育に関する資格・免許の法令

保育士資格と幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる現場実習において、実習生は現場の保育士や幼稚園教諭、そして児童養護施設や障害児・者施設などの支援職員と同様に、対象となる子どもや大人、そしてその保護者や家族などの情報を保護し、秘密を守る立場となる。対象の秘密を保持することについては、保育者に関する資格や免許に関わる法律や倫理綱領に明記されているものがある。

保育者に関する資格の1つである保育士資格を例にすると、2007（平成19）年に改正された「児童福祉法」において第18条の22に秘密保持義務が明記されている。

児童福祉法

（秘密保持義務）

第18条の22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。

また、保育者に関連する他の専門職種の例として、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に関する法律を見ると、児童福祉法における秘密保持義務と同様に、「社会福祉士法及び介護福祉士法」、「理学療法士法及び作業療法士法」、「言語聴覚士法」において秘密保持義務に関する条文が明記されている。

社会福祉士法及び介護福祉士法

（秘密保持義務）

第46条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

理学療法士及び作業療法士法

（秘密を守る義務）

第 16 条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなつた後においても、同様とする。

言語聴覚士法

（秘密を守る義務）

第 44 条 言語聴覚士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。言語聴覚士でなくなつた後においても、同様とする。

さらに、保育所における保育の内容や関連する運営などについて定めたガイドラインとして制定され、2008（平成 20）年に告示化された「保育所保育指針」においても、保育所の社会的責任、保育所における保護者に対する支援の基本として、子どもなどに関する個人情報の適切な取扱いや、保護者や子どものプライバシーの保護や秘密保持に関して明記されている。

保育所保育指針

第 1 章 総則

4 保育所の社会的責任

(3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

第 6 章 保護者に対する支援

1 保育所における保護者に対する支援の基本

(6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること。

一方、全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会によって 2003（平成 15）年に示された「全国保育士会倫理綱領」においても、プライバシーの保護として保育を通じて知り得た個人の情報や秘密を守ることが記されている。

全国保育士会倫理綱領

（プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通じて知り得た個人の情報や秘密を守ります。

ここまで保育者に関する資格である保育士資格を例に、保育士に求められる秘密保持や個人情報保護に関する法令や倫理綱領などを検討した。これら個人情報の保護や秘密保持に関する理念や意義は、保育士に限らず幼稚園教諭においても基本であると考えられる。そのため、保育や支援に携わる専門職として実習する学生は、保育士資格と幼稚園教諭免許状の違いに関わらず、資格・免許に関する法令などについて学習し、専門職における情報保護や秘密保持について理解することが必要である。

(2) 個人情報保護法と関連するガイドライン

2005（平成17）年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」によって、保育実習と教育実習の実習先である保育所、児童養護施設などを含めた児童福祉施設や幼稚園などは個人情報を取り扱う事業者として、法律に定められている事項を遵守することとなった。また、個人情報の保護に関する法律の全面施行に先立ち、2004（平成16）年11月に厚生労働省から「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、文部科学省からは「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」が出された。これらのガイドラインや指針の内容にしがたい、保育や支援を提供する事業者や、実践を行う保育者などは、個人情報の有用性に配慮しながら、個人情報を保護するなどの適正な取扱いが求められている。そのため、保育実習や教育実習を行う実習生も実践の現場に携わる者として、これらの法令の概要などを学習し、理解することが重要であろう。

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」第1条の目的や、同法第3条の基本理念に基づいて適正に取扱う必要があり、特に保育や支援の対象となる子どもや大人、そしてその保護者や家族の権利利益を保護し、人格を尊重することに留意する必要がある。

また、同法第2条の定義において、個人情報や個人情報取扱事業などの定義を示している。このなかで、個人情報取扱事業者から除く者として、国、地方公共団体、独立行政法人などがあり、個人情報を取り扱う事業者の設置主体の違いによって適用される法律などが異なることがある。角替ら（2005）は学校に関して例示し、私立学校の場合は「個人情報の保護に関する法律」と「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づくこと、国立大学法人附属学校では「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」とこれに基づく規程に従い実施すること、公立学校では各地方公共団体の個人情報保護条例などに基づく規程を履行すること、を述べている。こうした例を通じて、個人情報の保護に関する法制度の現状について、学生が学習することも必要なことと考える。

個人情報の保護に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の

個人をいう。

(基本理念)

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

現場実習において、実際に保育や支援を実践している保育者とともに実習生も対象者の個人情報を取扱うことについて、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を基にして検討すると、主に次の事項について示唆される。

まず、このガイドラインの「事業者内において行われる学生の実習への協力」が「別表1 福祉関係事業者の通常の業務で想定される利用目的」において示されていることから、実習生が個人情報を取扱うことが認められるであろう。

次に、「4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督 (1) 福祉関係事業者が講じるべき安全管理措置 ②従業者の監督」によって、実習生は従業者に含まれるため、安全管理措置などに関して福祉関係事業者は必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。そのため、実習生も個人情報の適正な取扱いに関する理解が求められると考える。

そして、「4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督 (2) 安全管理措置として考えられる事項 ⑤従業者に対する教育研修の実施」の第3項で、「ボランティア、実習などについては、その目的を達成するためには、個人情報に触れるケースが多いと考えられるが、ボランティア、実習生などが個人情報に触れる場合には、当該者に対しても、個人情報保護に対する意識を徹底させる」とあることにより、個人情報の保護に関する実習先による指導も現場実習には含まれることが考えられる。

これらの事項から、福祉関係事業者である児童福祉施設において現場実習を行う実習生が実習先において、個人情報を適正に取扱わなくてはならないこと、個人情報の保護に関して必要かつ適切な対応が求められること、個人情報の保護に関して実習先からの指導などが得られることが考えられる。そのため、学生に対しては、養成校における事前事後指導において個人情報の保護や適正な取扱いに関する指導を行うこととともに、実習先に対して実習学習に関する理解と協力を求めていくことを含め、養成校との連携を進めることも重要であることが示唆される。

2. 情報を保護される側としての事項

保育や支援を行う保育者にとって対象の個人情報を適正に取扱い、情報の保護や秘密を保持することは重要なことであり、これらに関する諸法令を遵守することは対人支援専門職として原則であることは、これまでの事項から明らかである。これらについて、現場実習を行う実習

生にも当てはまることである。一方で、実習生は、現場実習を受け入れる側から実習生自身の個人情報を守られる立場でもある。このことの例は、2004（平成16）年11月に厚生労働省から出された「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」の「Ⅱ.用語の定義 1. 個人情報（法第2条第1項）」において、「また、福祉サービス利用者のみならず、利用者の家族、施設の職員、ボランティア等も個人情報の対象である。」と記されている。実習生は、このガイドラインではボランティアなどとともに従業者として扱われることから、実習生に関する個人情報も保護の対象となることがわかる。

実習生の個人情報は、実習生調書や実習用履歴書などの書面に記される。ここには、①実習生の基本情報：所属、氏名、生年月日、学年、現住所、電話番号（加えて、帰省先の住所、電話番号）、緊急連絡先、顔写真など、②実習・学習に関する情報：実習歴、取得希望の資格・免許、実習に対する意欲・目標、通勤経路など、③実習生の人物紹介：長所・短所、趣味、好きな科目、健康状態など、が含まれる。これらの個人情報は、現場実習を行うために基本的な事項や、現場実習を円滑に進行し、充実した実習学習・経験を得るために必要な事項も含まれる。これらの項目に関して、実習生に関する個人情報が現場実習に関連して持つ意味を、学生が理解した上で記述し、実習先へ提出することが求められるであろう。

こうした点から、個人情報に関して実習生となる学生に対する養成校での指導では、現場実習では保育や支援の対象者の個人情報を保護する立場であることと同様に、自分自身の個人情報が保護される立場にあること、実習生の個人情報には現場実習に関連した意味があること、などの事項を扱うことが必要であろう。

Ⅳ. まとめ

幼稚園や保育所、そして児童養護施設、母子生活支援施設、重症心身障害児施設などの児童福祉施設で保育や支援を実践する保育者として必要となる幼稚園教諭免許状や保育士資格を取得する要件となっている現場実習に関して、実習生である学生にとって重要な事項に、保育や支援の対象に関する個人情報保護や秘密保持がある。これらに関して、保育者に関する資格や免許について定めた法令や専門職団体による倫理綱領などに明示されている個人情報の保護や守秘義務に関する事項、そして個人情報の保護に関する法律と関連するガイドラインなどで示されている個人情報に関する適正な取扱いや保護のために遵守すべき事項、さらに、現場実習で対象となる子どもや大人の個人情報と同様に実習生自身の個人情報も保護される立場にあることを中心として、養成校における指導が必要と考える。そして、こうした指導を通じて、実習生となる学生が個人情報の保護や秘密保持に関して理解し、現場実習での学習・経験を総合して、実践力のある保育者・支援者となるように期待する。また、現場実習を通じた保育者・支援者の養成について、養成校と実習先との協力・連携を継続することが必要であることが示唆された。

引用・参考文献

- 1) Haynes W. O. & Pindzola R.H. (2008) *Diagnosis and Evaluation in Speech Pathology*, 7th edition. Boston:Allyn & Bacon.
- 2) 角替晃・成田喜一郎編。(2005) 必携!教師のための個人情報保護実践マニュアル まず、おさえる編/学校行事編/実務編/資料編。教育出版株式会社。
- 3) 子どもと保育総合研究所 代表 森上史朗編。(2008) 最新保育資料集 2008。ミネルヴァ書房。
- 4) 全国保育士養成協議会編。(2007) 保育実習指導のミニマムスタンダード ―現場と養成校が共同して保育士を育てる―。北大路書房。
- 5) 柄田毅。(2005) 援助にかかわる情報の取り扱い。松村和子・澤江幸則・神谷哲司編。保育の場では会う家族援助論 ―家族の発達に目を向けて―。建帛社, 199-205.

(2008.12.10 受理)